

運 送 契 約 書

候補者 **五戸 太郎** (以下「甲」という。) と一般乗用旅客自動車運送事業者 **株式会社 ○○** (以下「乙」という。) とは、**五戸町議会議員一般** 選挙における選挙運動のための自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

1 使用目的

公職選挙法第141条に規定する選挙運動用として使用する。

2 車種及び登録番号

車種：**ハイエース**

登録番号：**八戸300 わ○○-○○**

3 台 数

1 台

4 使用期間

令和 **6**年 **2月13**日 から 令和 **6**年 **2月17**日 まで

5 契約金額

469,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

内訳：1日当り **67,000** 円 × **7** 日間

6 請求及び支払

(1) この契約に基づき、甲はこれらにおける選挙運動として、甲はこれら

公費負担額は1日64,500円、**5日**で総額**322,500円**が上限。**これを越えた金額分は候補者の負担となる。**

(2) 五戸町に請求差額分を速やかに支払うものとする。

(3) 乙は、甲が公職選挙法第93条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、五戸町に請求できないものであり、この契約金額の全額を甲に請求するものとする。

公営の対象は、選挙運動期間の**5日間**であるが、準備等で**5日**を超えて契約してもかまわない。ただし、請求できるのは**5日間**分となり、差額は候補者の負担となる。記載例は**7日間**であるが**7日**の必要は無い。

7 そ の 他

この契約に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

令和 **6**年 **2月○○**日

告示日より前で可

甲：発注者 住 所 **五戸町○○○○**

氏 名 **五 戸 太 郎** ①

乙：請負者 住 所 **五戸町○○○○**

名 称 **株式会社 ○○** ①

代表者印は請求に使用する印鑑と同じもの

代表者 **○ ○ ○ ○** ①

車両賃貸借契約書

候補者 五戸太郎 (以下「甲」という。) と車両所有者等 株式会社〇〇 (以下「乙」という。) とは、五戸町議会議員一般 選挙における選挙運動のための自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

1 使用目的

公職選挙法第141条に規定する選挙運動用として使用する。

2 車種及び登録番号

車種：ハイエース

登録番号：八戸300 わ〇〇-〇〇

3 台数

1 台

4 使用期間

令和 6年 2月 13日 から 令和 6年 2月 17日 まで

5 契約金額

115,500 円 (消費税及び地方消費税含む)

内訳：1日当り 16,500 円 × 7 日間

6 使用上の義務等

甲は、関係法令、乙の定める約款等に従い本契約車

7 請求及び支払

(1) この契約に基

における選挙運

動とし、甲はこれに必要な手続さを遅滞なく行わなければならない。

(2) 五戸町に請求する金額がこの契約金額に満たないときは、甲は乙に対しその差額分を速やかに支払うものとする。

(3) 乙は、甲が公職選挙法第93条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、五戸町に請求できないものであり、この契約金額の全額を甲に請求するものとする。

8 その他

この契約に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

令和 6年 2月 〇〇日

告示日より前まで可

甲：賃借人 住所 五戸町〇〇〇〇

氏名 五戸太郎 ⑩

乙：賃貸人 住所 五戸町〇〇〇〇

名称 株式会社 〇〇 ⑩

代表者 〇〇〇〇 ⑩

代表者印は請求に使用する印鑑と同じもの

公営の対象は、選挙運動期間の5日間であるが、準備等で5日を超えて契約してもかまわない。ただし、請求できるのは5日間分となり、差額は候補者の負担となる。記載例は7日間であるが7日の必要は無い。

公費負担額は1日16,100円、5日で総額80,500円が上限。これを越えた金額分は候補者の負担となる。

燃料供給契約書

候補者 五戸 太郎 (以下「甲」という。) と供給業者 株式会社 ○○ (以下「乙」という。) とは、五戸町議会議員一般 選挙における選挙運動用自動車への燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

1 供給契約期間

令和 **6**年 **2**月 **13**日 から 令和 **6**年 **2**月 **17**日 まで

最大**2月13日**から
2月17日までの**5日間**。
選挙運動期間に限る。

2 供給場所

所在地: 五戸町○○○○

名称: 株式会社 ○○

・油種に○をつける
・ガソリンの場合、レギュラー
又はハイオクも記載
・ガソリン、軽油以外は(3)
に記載すること

3 供給車両の車種及び登録番号

車種: ハイエース 登録番号: 八戸300 わ○○-○○

4 供給油種

(1) **ガソリン (レギュラー)** (2) 軽油 (3) その他 ()

5 契約金額

10 当り 175 円 (消費税及び地方消費税含む)
ただし、期間内の供給総量 220 リットル、金 38,500 円の範囲内とする。

6 請求及び支払

- (1) この契約に基づく契約金については、乙は甲に対し、**1日当たり7,700円、5日間の総額38,500円が上限** 町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。
- (2) 五戸町に請求する金額がこの契約金額に満たないときは、甲は乙に対しその差額分を速やかに支払うものとする。
- (3) 乙は、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、五戸町に請求できないものであり、この契約金額の全額を甲に請求するものとする。

7 その他

この契約に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

令和 **6**年 **2**月○○日

告示日より前まで可

甲:発注者 住所 五戸町○○○○

氏名 五戸太郎 ⑩

乙:請負者 住所 五戸町○○○○

名称 株式会社 ○○ ⑩

代表者印は請求に使用する印鑑と同じもの

代表者 ○○○○ ⑩

自動車運転手雇用契約書

候補者 五戸 太郎 (以下「甲」という。) と被雇用人 〇〇〇〇
(以下「乙」という。) とは、五戸町議会議員一般 選挙における甲が使用する
公職選挙法第 141条に規定する選挙運動用自動車の運転手として、甲と乙との間で雇用契約を締結する。

最大2月13日
から2月17日までの
5日間

1 運転契約期間

令和 **6**年 **2**月 **13**日 から 令和 **6**年 **2**月 **17**日 まで
(毎日午前 **8**時**00**分から午後 **8**時**00**分までとする。)

・期間と日数は一致
すること
・複数人と契約する
場合は、「〇日、
〇日の〇日間」と
記載すること。
・時間も依頼の内容で
記載のこと

2 運転車両の車種及び登録番号

車種：ハイエース 登録番号：八戸300 わ〇〇-〇〇

3 契約金額

50,000 円 (消費税及び地方消費税含む)
内訳：1日当り 10,000 円 × 5 日間

1日の上限は 12,500 円
5日間の総額 **62,500** 円
が上限

4 請求及び支払

- (1) この契約に基づく契約金については、乙は五戸町選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならないものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならないものとする。
- (2) 五戸町に請求する金額がこの契約金額に満たないときは、甲は乙に対しその差額分を速やかに支払うものとする。
- (3) 乙は、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、五戸町に請求できないものであり、この契約金額の全額を甲に請求するものとする。

5 その他

この契約に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

令和 **6**年 **2**月〇〇日

告示日より前で可

甲：雇用人 住所 五戸町〇〇〇〇

氏名 五戸太郎 ⑩

乙：被雇用人 住所 五戸町〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇 ⑩

印は請求に使用
する印鑑と同じもの

選挙運動用ビラ作成契約書

候補者 五戸 太郎 (以下「甲」という。) とビラ作成業者 株式会社 ○○ (以下「乙」という。) とは、五戸町議会議員一般 選挙における選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

1 品 名

公職選挙法第142条第1項第7号に規定する選挙運動用ビラ

2 作成枚数 1,600 枚

枚数は
町長選 5,000枚以内
町議選 1,600枚以内

3 契約金額 12,480 円 (消費税及び地方消費税含む)
単価: 1枚当り 7 円 80 銭 × 1,600 枚

4 納入期限

令和 6年○○月○○日

公営の単価は7円73銭
が上限
超えた分は候補者負担

5 請求及び支払

- (1) この契約に基づく契約金については、乙は五戸町議会議員及び五戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき五戸町に対して請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。
- (2) 五戸町に請求する金額がこの契約金額に満たないときは、甲は乙に対しその差額分を速やかに支払うものとする。
- (3) 乙は、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、五戸町に請求できないものであり、この契約金額の全額を甲に請求するものとする。

6 その他

この契約に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

令和 6年 2月○○日

告示日より前で可

甲:発注者 住 所 五戸町○○○○

氏 名 五戸 太郎 印

乙:請負者 住 所 五戸町○○○○

名 称 株式会社 ○○ 印

代表者印は請
求に使用する
印鑑と同じもの

代表者 ○○○○ 印

選挙運動用ポスター作成契約書

候補者 五戸 太郎 (以下「甲」という。) とポスター作成業者 株式会社
〇〇 (以下「乙」という。) とは、五戸町議会議員一般 選挙における選挙運動用
ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

1 品 名

公職選挙法第143条第1項第5号に規定する選挙運動用ポスター

2 作成枚数 150 枚

公営の限度額枚数は **150** 枚
この枚数を超えて作成しても良い

3 契約金額 315,000 円 (消費税及び地方消費税含む)

単価: 1枚当り 2,100 円 × 150 枚)

4 納入期限

令和 **6**年〇〇月〇〇日

公営の対象は、
単価**2,019**円、枚数**150**枚
金額**302,850**円が上限。
この上限を超えて契約して良いが、
町からの支払いはこの金額以内と
なるので注意

5 請求及び支払

- (1) この契約に基づく契約金については、乙は五戸町における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。
- (2) 五戸町に請求する金額がこの契約金額に満たないときは、甲は乙に対しその差額分を速やかに支払うものとする。
- (3) 乙は、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、五戸町に請求できないものであり、この契約金額の全額を甲に請求するものとする。

6 その他

この契約に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

令和 **6**年 **2**月〇〇日

告示日より前で可

甲:発注者 住 所 **五戸町〇〇〇〇**

氏 名 **五戸太郎** ①

乙:請負者 住 所 **五戸町〇〇〇〇**

名 称 **株式会社 〇〇** 印

代表者印は請
求に使用する
印鑑と同じもの

代表者 **〇〇〇〇** ①